玄海原子力発電所3、4号機再稼働差止仮処分の期日開催について

本日 15 時から、佐賀地方裁判所において、玄海原子力発電所 3 、 4 号機再稼働差止仮処分の第 24 回審尋が行われました。

本件は、3号機(平成23年7月7日)、4号機(平成28年10月26日)の再稼働の差止を求めた仮処分の申立てがなされ、平成28年11月2日に3、4号機の申立ての併合が決定したものです。

これまで当社は答弁書等を提出し、申立ての却下を求めております。

今回、当社は準備書面を 2 通提出し、玄海原子力発電所の配管の健全性は確保されており、万一配管に異常が生じても、同発電所の安全性は確保されていること、また、同発電所の地震動評価は、詳細な調査や観測記録等から得られる地域的な特性を安全側に配慮したものである旨の主張を改めて行いました。

今後とも、裁判において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性 等についてご理解いただけるよう、努力してまいります。

以上